

面会交流援助の案内

FPICルール

健やかな子どもの成長を願って

平成28年7月改定



子どもにとって、お父さんお母さんとは？

父母は子どもを守り、愛してくれる、世界中に一人しかいない大切な存在です
勇気と忍耐をもって困難を乗り越えている姿は、子どもの生き方のモデルです
離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えと希望となります

面会交流とは？

子どもは心の底から父母両方に愛されたいと思っています
面会交流は、離婚後も子どもが両親の愛情を確認できる大切な機会です
親の都合や感情を優先せず、離れて暮らす親に子どもが安心して会えるよう
父母は協力して親の責務を果たしましょう
面会交流と養育費は子どもの健全なところとからだを育てる二大栄養素です

FPICの面会交流援助は

父母が自分たちの力で面会交流を実施できないとき
子どもの立場に立って親子の縁をつなぎとめ
応急手当として行う子ども支援事業です
援助の対象は小学生までとします
父母の希望どおりに援助を行うわけではありません
調停条項等を決める前に、父母には個別に事前相談を行って援助ができるかどうか協議させていただきます

「事前相談」
申込み・
問い合わせ先

受付時間 月曜日～金曜日 AM 10:00 ～ PM 5:00

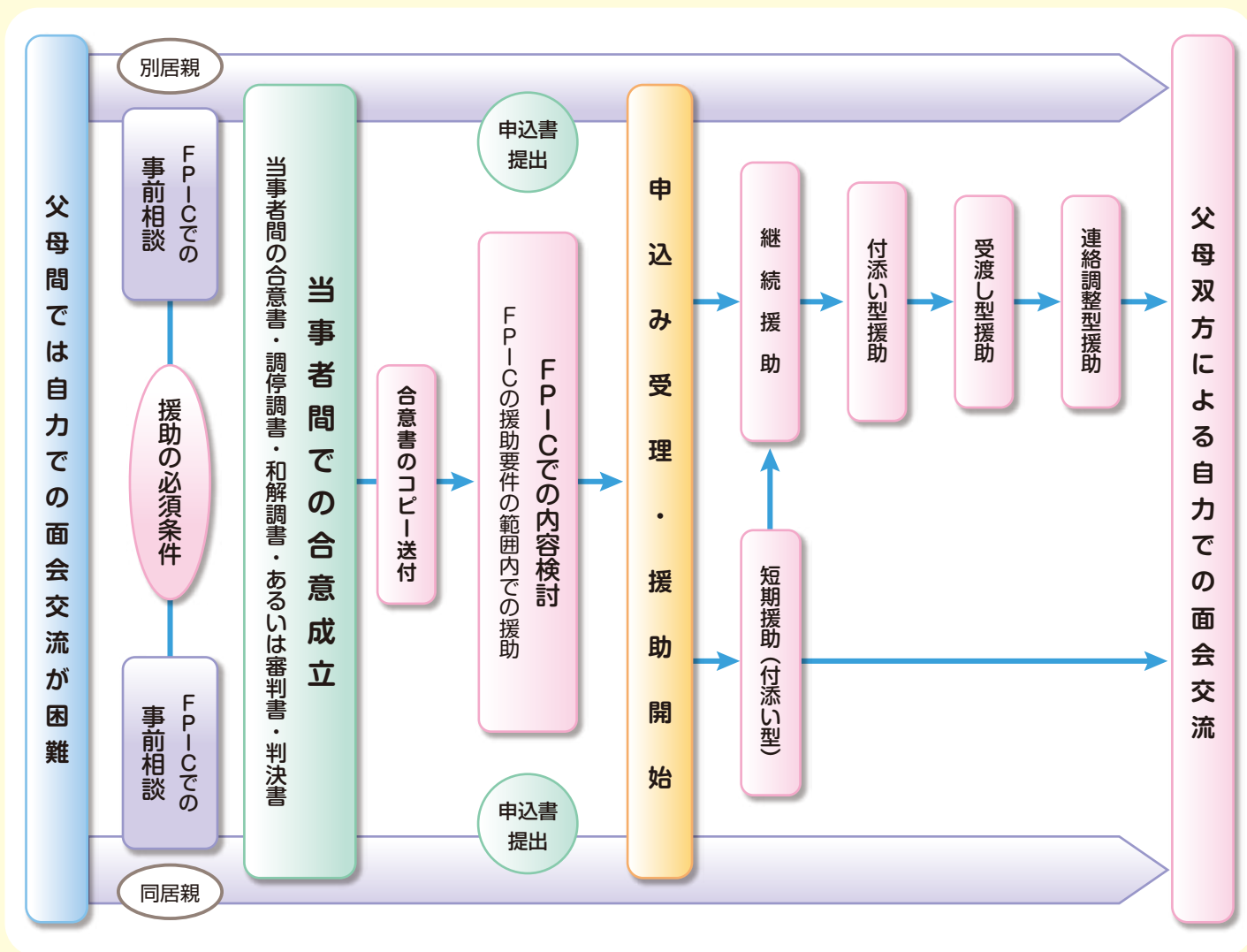
受付電話 TEL : 03-3971-3741

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階
公益社団法人家庭問題情報センター (FPIC)

東京ファミリー相談室

FPICの面会交流援助手続の流れ

東京ファミリー相談室



FPICの面会交流援助を利用したい父母への指針

面会交流ルール（調停条項等）を決めるときには、相手方、家庭裁判所、弁護士等と協議して次のことを明文化してください。

1 面会交流の頻度、回数

付添い及び受渡しの援助は、月1回が限度です。

2 第三者機関の援助の有無及び付添の有無

事前相談なしに第三者機関の援助を条項に盛り込んだ場合には、援助できるとは限りません。
付添い型援助の場合は必ず条項に明記してください。

3 援助担当者の指導・助言の受入れ意思

父母の意見調整が難しいときには、援助者の判断に従っていただきます。

4 費用負担割合

父母で話し合って決めてください。

面会交流は離婚後の父母の協働養育活動ですから、事情が許せば費用は応分に分担し合うのが望ましいと考えています。

援助内容・費用

1 事前相談 相談料 一人 60分 5,000 円、90分 7,000円 (税金を含む)

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。父母や子どもが安心して面会交流できるように、父母個別に援助の内容を説明します。弁護士代理人は同席可、必要な場合には子どもにもお会いします。

学習会 ーかるがもクラスーにご参加ください。※参加費は無料です。

2 援助の種類・内容

種 類	内 容
付 添 い 型 (受渡し・連絡調整を含みます)	別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に援助者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。 面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。 援助は月1回まで、1回の援助は3時間以内。 初回は1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 費 用 1 ケース 1 回 15,000 ～ 25,000円 (税金を含む) 具体的な金額は、子どもの年齢・人数などにより設定します。 その外、子ども・援助者の入園・入館料等の実費、遠距離での外部実施の際の事務所からの交通費は、面会者負担です。複数援助者が必要な場合は5割増とします。
受 渡 し 型 (連絡調整を含みます)	面会交流の際、別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを援助します。面会交流場面には関与しません。日時、場所、面会方法の打合せや調整、面会交流中の緊急連絡には対応します。受渡し場所は、原則として現地です。援助できるのは月1回です。初回は付添い型で(費用も付添い型に準じる)、1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。 費 用 1 ケース 1 回 10,000 ～ 15,000円 (税金を含む) 4時間まで10,000円、7時間まで15,000円。7時間を超える場合は割増。 受渡し場所が事務所から遠距離の場合、援助者の交通費は、面会者負担です。
連絡調整型	付添い型援助、受渡し型援助を経た後に、自力での実施を検討しているが、父母が連絡を取り合うことが困難な場合、代わって双方に連絡を取り、日時、場所などの調整をします。ただし、連絡調整型からの援助は行いません。 費 用 1 ケース 1 回 3,000円 (税金を含む)
短 期 援 助	裁判所内での試行面会ができない場合の例外的援助、あるいは自立の予行演習です。 援助期間を問わず1回1時間程度で2回を限度とし、FPIC相談室内及びその周辺地域において援助者が付添い型で実施します。 費 用 1 ケース 1 回 15,000 ～ 25,000円 (税金を含む)

3 「面会交流」援助の申込み

申込書の提出 父母とFPICとの三者合意です。第1回実施日までに提出してください。

申込金 年間3回以上援助 1 ケース 10,000円 (税金を含む)。2回以下(短期援助を含む)の場合は5,000円 (税金を含む)。返金はいたしません。

4 援助期間と更新について

申込書(更新)の提出 継続的援助の期間は1年です。父母がともに希望すれば1年単位での更新ができます。更新後は、援助者が特に必要を認めない限りFPICの外部で実施します。

更新後の付添い型の援助は小学校3年生までです。なお、援助の対象は小学生までです。

学習会 ーかるがもクラスーに未参加の方は、更新の際には必ず参加してください。※参加費は無料です。

更新料 付添い型および受渡し型は申込金と同じです。連絡調整型は、5,000円(税金を含む)です。返金はいたしません。

面会交流を円滑に実施するためのルール

面会交流を子どもが楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、面会の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。

両親とも、昔のことと相手の悪口は言わないことにしましょう。

1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と援助者が調整して決めます。

約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

2 同居親の参加

面会するのは別居親です。援助者が要請又は許可しない限り、同居親は面会交流の場面には同席しません。

同居親の待機場所は援助者の指示に従ってください。

3 プレゼント

誕生日やクリスマスのプレゼントは援助者を通して事前に相談してください。

面会交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差支えありません。

撮った写真を公表したり、裁判等に利用したりしてはいけません。

録画や録音はできません。

面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。

5 禁酒・禁煙

飲酒や薬物を使用しての面会は厳禁です。

面会中は禁煙です。

6 援助の中止

次のことが発生した場合には、援助を中止し、以後一切の援助はしません。

①人や物に対する暴力・暴言・威圧

②連去りまたは連去り企図

③子どもと同居親の自宅や学校・保育園等の近辺に立ち現れること等。

かるがもミニセミナーのご案内

ご夫婦の関係がうまくいかないで悩んでいるお父さん、お母さん、
お子さんたちの心のうちを察することができますか。
面会交流を始めようとしている、あるいは始めているご両親も、お子さんの視点に気づいていますか。

お子さんの健やかな成長のために、今何が必要か、大切なことはなにか、一緒に考えてみませんか。

FPIC では、このようなお父さん、お母さんのためのセミナーを毎月開催しています。
テキストを使い、ともに学び、ともにささえあう、そんなセミナーです。
ご参加お待ちしております。

会場の都合がありますので、かならず、事前に申し込んでください。

奇数月は第3日曜日、偶数月は第3土曜日に開催します。

好評により参加者多数のため、9月、11月、2月は、月2回、開催します。

※ お申込み電話番号 FPIC 03-3971-3741

開催日と場所

(月曜～金曜 午前10時～午後5時)

場所は、いずれも **FPIC 事務所・児童室**です。

9月	令和2年9月 6日 (日)	午後1時～3時
	9月22日 (秋分の日)	午後1時～3時
10月	令和2年10月17日 (土)	午後1時～3時
11月	令和2年11月 15日 (日)	午後1時～3時
	11月23日 (勤労感謝の日)	午後1時～3時
12月	令和2年12月19日 (土)	午後1時～3時
1月	令和3年 1月17日 (日)	午後1時～3時
2月	令和3年 2月11日 (建国記念の日)	午後1時～3時
	3年 2月23日 (天皇誕生日)	午後1時～3時
3月	令和3年 3月20日 (春分の日)	午後1時～3時

テキスト：「子どもからのお願い 別居・離婚後のお父さん・お母さんへ」を
参考にします。

定員 : 6名

(感染予防対策をとり、3密を避けるため、当面、6名定員とします。)

参加費 : 1,000円 (FPICの面会交流援助ご利用中の方は無料)

* お子さんをお連れになる方は、ご相談ください。

* FPICの面会交流援助をご利用になっていない方も、ご参加になれます。

海外における新型コロナウイルス禍の面会交流

2020. 7. 17 東京ファミリー相談室面会交流支援事業

1 イギリス

2 月下旬、休暇後の帰国者発症のニュース以降、各地で陽性者が出現し、3 月 23 日ジョンソン首相が「ステイアットホームルール」を宣言し、学校は休校、幼稚園、ナースリーも休園になりました。翌 3 月 24 日、司法部家事部門責任者は、「家庭裁判所での子どもの面会交流や養育の取決めについての、この状況での遵守にかかる指針」を発表しました。

「現在の新型コロナウイルス感染拡大は、家庭裁判所での子どもの面会交流や養育を取り決めた両親にとっては予想もしない危機的状況であり、決定内容をどのように安全に実行したらよいか深く関心を持っているだろう。それぞれの子どもや家族の状況は異なるので、このガイドラインは、あくまでも一般的なアドバイスを示すと受け止めてもらいたい。

家庭裁判所の養育協定（命令）の対象となる子どもの親としての責任は、あくまでも裁判所ではなく、子どもの両親が有するものである。イギリスは、前例のない規模の公衆衛生上の危機の最中にある。両親は、自分たちの子どもの養育に関し何らかの判断をする場合、また、子どもがどこで過ごすのか、誰が子どもと過ごすのか等を決める場合、分別を持って、賢明に、そして安全行動をとって子どもをケアすることが求められる。すべての両親は、政府が 3 月 23 日に発表した『ステイアットホームルール』に従わなければならない。さらに公衆保健局が更新する安全性を維持し感染拡大を防ぐアドバイスにも従わなくてはならない。

ステイアットホームルールは全国民に対して明言した。子どもを含め誰もが、生活必需品の買い物や 1 日 1 回の運動、医療や基本的な仕事以外、いかなる目的でも外出をしてはならない。ただし、子どもの面会交流や養育協定については特例として、未成年の子どもが双方の親の家を移動してはならないというものではないが、必ず行き来しなければならないというものでもない。移動するか否かは、子どもの健康状態、感染のリスク、それぞれの世帯での感染への抵抗力の弱い人たちとの接触の可能性といった環境を分別をもって考慮して両親が決めるべきである。

この困難な状況を乗り越えるには、お互いが不安に思うことや、こうした方がよいと思うこと、現実的な解決についてコミュニケーションをとることである。皆が未知のウイルスや自分の健康、子どものこと、その周りの家族のことも含めてとても心配している。一方の親が子どもと直接会っても安全と思っても、他方の親はどうしても不安を感じることも当然ある。

両親が合意によって子どもの養育協定を結んだ場

合でも、時に応じて両親の意思で変えてもよいのだ。その場合、ノートや e-mail で、お互いの新たな合意内容を書き残すのがよい。

両親が既にある養育内容の変更に合意できず、元の協定のままでは保健局のアドバイスに反していても一方の親が遵守すべきと固執したり、どちらかが一方的に変更するということもあるだろう。その場合は後に裁判所で、その行動について、国の宣言や公的アドバイスに即していたのか判断を仰ぐこととなる。

双方の親が合意の結果として、あるいは、一方の親の一方的変更の結果としてのいずれにしても、子どもが他方の親と交流できない場合には、裁判所としては代替的な方法により、交流が維持されることを期待する。たとえば、フェイスタイム、スカイプ等、ビデオ通話、それでもできない場合は電話等によるものである。

新型コロナウイルスによる障害のため、裁判所が変更の判断ができない場合、決定の精神を維持しつつ、子どもに安全な代替方法を実施してほしい。」（イギリス司法部ウェブサイトより抜粋して引用）

2 オーストラリア

オーストラリア家庭裁判所・連邦巡回裁判所の声明も内容はイギリス司法部のガイドラインと同様ですが、さらに強調や詳しい表現をしているようなところを紹介します。

「両親は、子の最善の利益のために行動しなければならない。この場合、子どもの安全と福祉の両方を守ることが含まれる。裁判所は、子の最善の利益を考慮して決定を下すが、子どもの日常生活における最善の利益に基づく判断の責任は基本的に親にある。子の最善の利益に基づき行動する責任に従い、親や監護者は養育協定に基づく裁判所の決定を遵守するよう求められている。子どもと日々過ごしながらか、養育命令に従うことが求められているのである。尋常ではない環境と向き合う両親は、厳密に裁判所命令に従うことは難しく、不可能と言ってもいいかもしれない。たとえば民間の交流センターで面会する裁判所決定があっても、交流センター自体が閉じて運営されていない。あるいは、面会交流の受渡し場所として学校を指定することが多いが、学校は休校である。しかも多くの州境は閉じている。また一方の親やその家族、身近な人が感染している場合もある。子どもの一方の家から他方の家への安全な移動を妨げる事情が起きている。

安全対策の第一歩は既存の裁判所の決定を遵守できるのかお互いがよく話し合い、困難な状況における具体的な解決策を、賢明に、思慮深く見出すことである。

いずれの親も常に子どもの安全と最善の利益を考慮すべきである。しかし、同時に他方の意向を尊重し、新たな修正した合意を見出すようにしなくてはならない。子どもにとって家族は重要であるし、子どもの家族や同じ世帯にいる感染リスクの高いメンバーへの理解もされなければならない。

必要ならウェブ上での相談もできる。裁判所や地域の法律家協会のリモートによる相談や調停もこの緊急時、可能である。新たな合意に達した場合、裁判所のウェブ登録もできる。もし、どうしても合意ができない場合、裁判所で電子的な方法による申立てもできる。いかなる時でも、親は適切な行動をとらなくてはならない。裁判所の決定を厳密には踏襲できない場合も、変更する場合も、双方とも決定の目的や理念を尊重し子の最善の利益に従って行動しなければならない。

相互に合意せず、特に一方が彼らの身体的安全を主張する状況があるかもしれない。また、親や子どもに危険が迫っている場合には、直ちに警察や医療的助言を求めることをアドバイスする。」(オーストラリア家庭裁判所ウェブサイトより抜粋して引用)

3 カナダ

カナダでは、裁判所の決定に基づき面会交流を実施していた同居親が、交流中に面会親が子どもとソーシャルディスタンスを守らないと直接交流を中断する緊急申立てをした件の選別担当裁判官の書面がコロナ禍の面会交流についての指針ともいわれています。

「COVID-19 危機の間、裁判所は子どもと家族の健康と安全、福祉を第一に配慮するが、非常に難しく緊張を要する。一方で、既にある養育についての裁判所の決定は尊重され遵守されるべきものであるし、両親との意味深い直接交流は子の最善の利益に資するということが反映された決定であるという推定がなされる。

他方、現在、政府や公衆衛生の公的機関から広く発表されている指示は、今、私たちは特別な状況にあり、ソーシャルディスタンスとできる限りの相互の交流を制限するという強力な政策に従い、日常の仕事や行動を中断しなくてはならないと明確に言われている。親たちは、当然にどうしたらよいか混乱し、困惑する。未知の領域に遭遇している裁判所も、柔軟性と創造性と良識をもって、子どもの心身の発達を図るために力を合わせなくてはならない。

この危機がいつまで続くのか、誰にもわからない。COVID-19 が収束するまでは、私たちの生活の多くで、「待機」状態にしておかなくてはならないだろう。しかし、子どもたちの生活は、非常に重要な家族との交流という面を含んでおり、深刻な精神的損害や動揺なしに「待機」状態にしておくことはできない。

子どもたちも基本的な生活の場を離れるべきではない、それがたとえ、離れて暮らす親を訪問する場合でも、という総括的な方針は、子の最善の利益について

の包括的考え方とは矛盾することになる。悩ましく混乱したこの時期、子どもは、両親の愛情と助言や精神的な支えをいつも以上に必要としている。

既存の養育についての決定やスケジュールは継続すべきとの推定は働くが、課題はソーシャルディスタンスを含む感染予防対策を取りながらどのように修正、変更していくかということだ。状況により双方の親が、子どもと過ごす時間を譲り合うことも必要であろう。

また、親の事情や職務内容によっては、直接の交流は制限的にすることも必要かもしれない。残念ながら、ソーシャルディスタンスや感染予防対策を失念しがちな行動様式や傾向がある場合は、直接的交流に関する判断を再度検討した方がよいかもしれない。予防策を気かけず子どもや子どもと同じ世帯の人を感染のリスクにさらすような人は、直接の面会を止めることにも我慢してもらわなくてはならないかもしれない。

受渡しの時間について取決めがある場合、事情を考慮して新たな予定を組む必要があるだろう。どのような場合でも、ソーシャルディスタンスを第一とすることがいちばんの安全策である。移動方法、待ち合わせ場所、面会交流の監督について、影響を及ぼすことになる。

再婚等により家族が増えているような場合、それぞれが、それぞれの関係性の中で過ごすときにも、感染対策を常に取りなくてはならないことを再確認する必要がある。

それぞれの家族には個別の複雑な事情があるので簡単な解決策はない。しかしどんなに困難でも、子どものために重要な親とのつながりを維持する方法を見出さなくてはならないが、あくまでも安全にということである。

コロナ関連の養育事案についての緊急申立ては事案ごとに判断する。この問題について緊急の申立てをする場合には、他方の親のコロナ対策に反する特別な証拠や、明確な行動や計画の証拠を必要とする。他方親は、コロナへの対策としてソーシャルディスタンス、消毒剤の利用、戸外での安全策の徹底等、几帳面に遵守しているといった完璧な再保証を要される。両親とも、非常に特別で現実的な協働の提案を、子どもに焦点化して、すべてをコロナ対策に考慮して、行わなくてはならない。

裁判所は、面会交流をする場所として合意限定した場所でもソーシャルディスタンスを取らなくてはならず、ほとんどの場所が今は閉じられているのも認識している。どちらの親も子どもと家で過ごす良い機会と言えるかもしれない。

親は、裁判所に子どもを守ってほしいと考えるが、限られた司法資源、急激な環境変化により我々は親に責任のある行動を求める。裁判所の手続に持ち込む前に、率直な問題解決の道を見出してほしい。新型コロナウイルス感染症は非常に深刻で、子どもと家族を守

るために十分な予防対策が必要なことは、裁判所が言うまでのことはない。我々が求めるべきは、現実的な解決策である。両親が話し合いで相互を尊重し、親らしい洞察力とウイルスへの認識を示した創造的で現実的な提案をするよう誠実に努力ができるかが大切である。」(カナダ法情報研究機構ウェブサイトより)